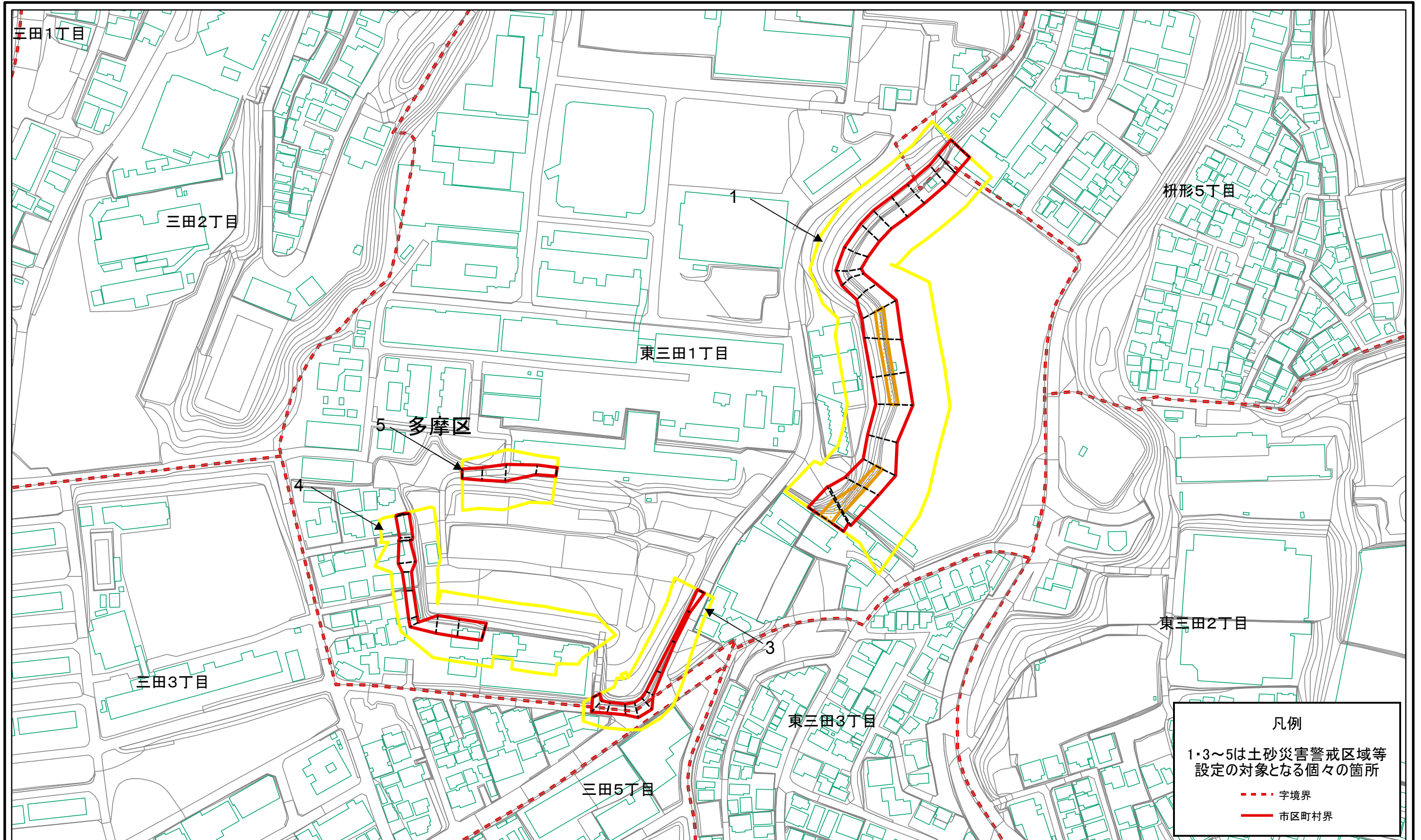


土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)

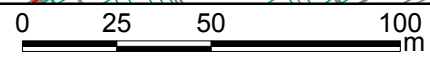


凡例

1・3～5は土砂災害警戒区域等設定の対象となる個々の箇所

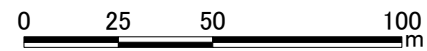
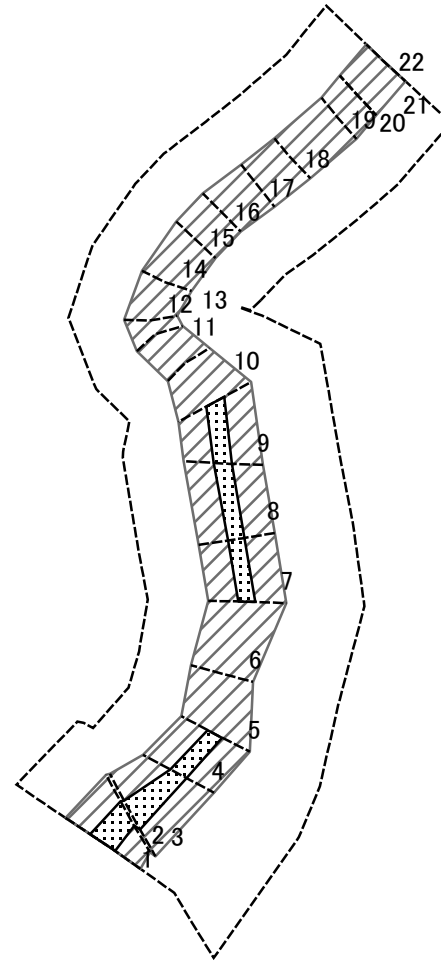
--- 字境界

— 市区町村界



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目及び柵形5丁目

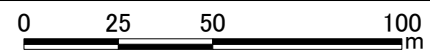
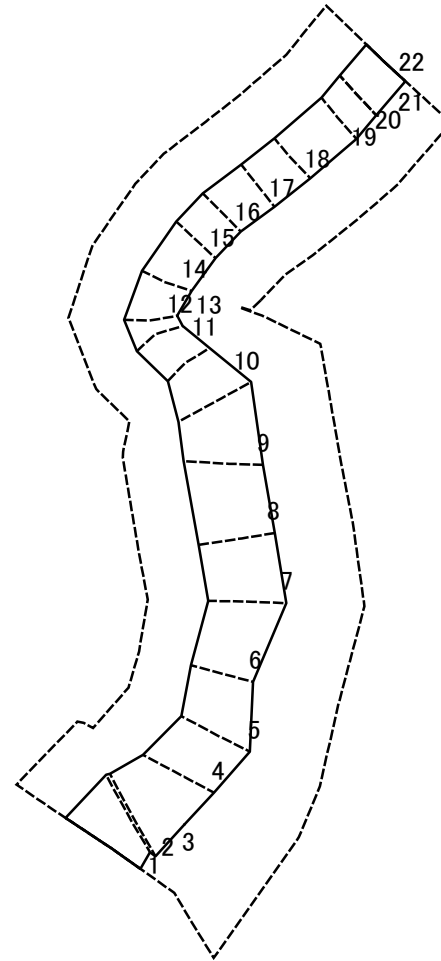
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-1
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目及び枳形5丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

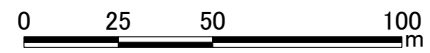
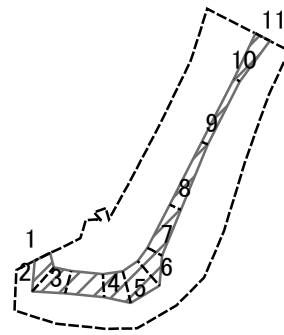
土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-1
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目 三田3丁目、三田5丁目及び 榊形5丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	117.39	0.75	100.00	0.75	-	-	15.74	2.43	~								
2 ~ 3	118.43	0.75	100.00	0.75	-	-	18.67	2.88	~								
3 ~ 4	118.43	0.75	100.00	0.75	-	-	18.67	2.88	~								
4 ~ 5	111.72	0.75	100.00	0.75	-	-	16.50	2.54	~								
5 ~ 6	-	-	100.00	0.75	-	-	17.74	2.73	~								
6 ~ 7	-	-	100.00	0.75	-	-	17.74	2.73	~								
7 ~ 8	110.82	0.75	100.00	0.75	-	-	14.24	2.20	~								
8 ~ 9	111.37	0.75	100.00	0.75	-	-	14.24	2.20	~								
9 ~ 10	111.43	0.75	100.00	0.75	-	-	14.04	2.16	~								
10 ~ 11	-	-	100.00	0.75	-	-	15.60	2.41	~								
11 ~ 12	-	-	92.48	0.75	-	-	15.60	2.41	~								
12 ~ 13	-	-	92.48	0.75	-	-	15.60	2.41	~								
13 ~ 14	-	-	92.46	0.75	-	-	15.60	2.41	~								
14 ~ 15	-	-	92.46	0.75	-	-	15.61	2.41	~								
15 ~ 16	-	-	92.48	0.75	-	-	15.61	2.41	~								
16 ~ 17	-	-	92.48	0.75	-	-	15.61	2.41	~								
17 ~ 18	-	-	92.46	0.75	-	-	15.61	2.41	~								
18 ~ 19	-	-	92.48	0.75	-	-	15.60	2.41	~								
19 ~ 20	-	-	92.48	0.75	-	-	15.60	2.41	~								
20 ~ 21	-	-	92.46	0.75	-	-	15.60	2.41	~								
21 ~ 22	-	-	92.46	0.75	-	-	12.65	1.95	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-1
	告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-1
	告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目 及び 掛形5丁目

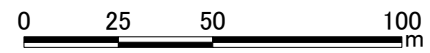
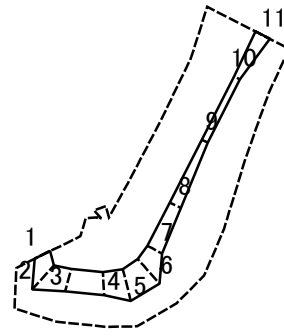
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-3
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-3
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目及び枳形5丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



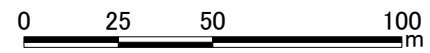
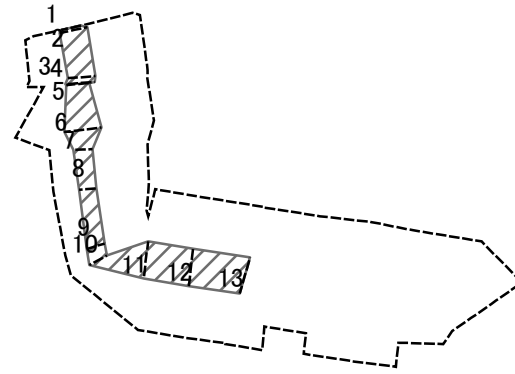
図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-3
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-3
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目及び枳形5丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	74.02	0.75	-	-	12.55	1.93	~								
2 ~ 3	-	-	74.02	0.75	-	-	13.49	2.08	~								
3 ~ 4	-	-	56.50	0.75	-	-	13.49	2.08	~								
4 ~ 5	-	-	73.95	0.75	-	-	13.49	2.08	~								
5 ~ 6	-	-	73.95	0.75	-	-	10.53	1.62	~								
6 ~ 7	-	-	73.95	0.75	-	-	16.20	2.50	~								
7 ~ 8	-	-	36.83	0.75	-	-	17.14	2.64	~								
8 ~ 9	-	-	28.80	0.75	-	-	17.79	2.74	~								
9 ~ 10	-	-	24.23	0.75	-	-	17.79	2.74	~								
10 ~ 11	-	-	49.67	0.75	-	-	16.61	2.56	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項								自然現象の種類	急傾斜地の崩壊		箇所番号		135-H20-4901-3				
								告示番号	神奈川県告示第26号		箇所名		東三田1丁目1-3				
								告示年月日	令和2年1月24日		所在地		川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目 及び 榎形5丁目				

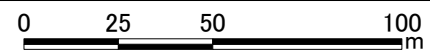
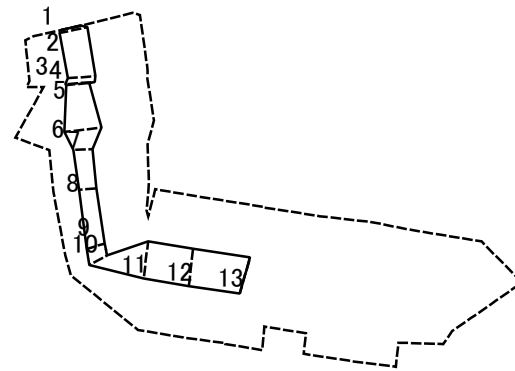
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-4
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-4
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目及び 枳形5丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

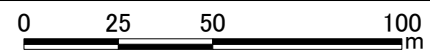
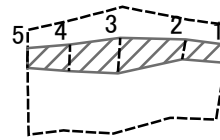
土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-4
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-4
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目 三田3丁目、三田5丁目及び 榎形5丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	64.41	0.75	-	-	13.40	2.07	~								
2 ~ 3	-	-	64.41	0.75	-	-	13.65	2.10	~								
3 ~ 4	-	-	63.60	0.75	-	-	13.65	2.10	~								
4 ~ 5	-	-	63.60	0.75	-	-	13.53	2.09	~								
5 ~ 6	-	-	72.57	0.75	-	-	13.49	2.08	~								
6 ~ 7	-	-	72.57	0.75	-	-	13.49	2.08	~								
7 ~ 8	-	-	54.83	0.75	-	-	13.50	2.08	~								
8 ~ 9	-	-	54.75	0.75	-	-	13.50	2.08	~								
9 ~ 10	-	-	58.11	0.75	-	-	12.63	1.95	~								
10 ~ 11	-	-	71.88	0.75	-	-	13.66	2.11	~								
11 ~ 12	-	-	71.93	0.75	-	-	13.66	2.11	~								
12 ~ 13	-	-	71.93	0.75	-	-	13.66	2.11	~								
13 ~ 14	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
14 ~ 15	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
15 ~ 16	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
17 ~ 18	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
19 ~ 20	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
21 ~ 22	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-4
	告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-4
	告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目 及び 榎形5丁目

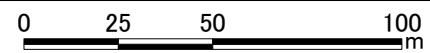
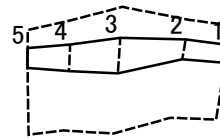
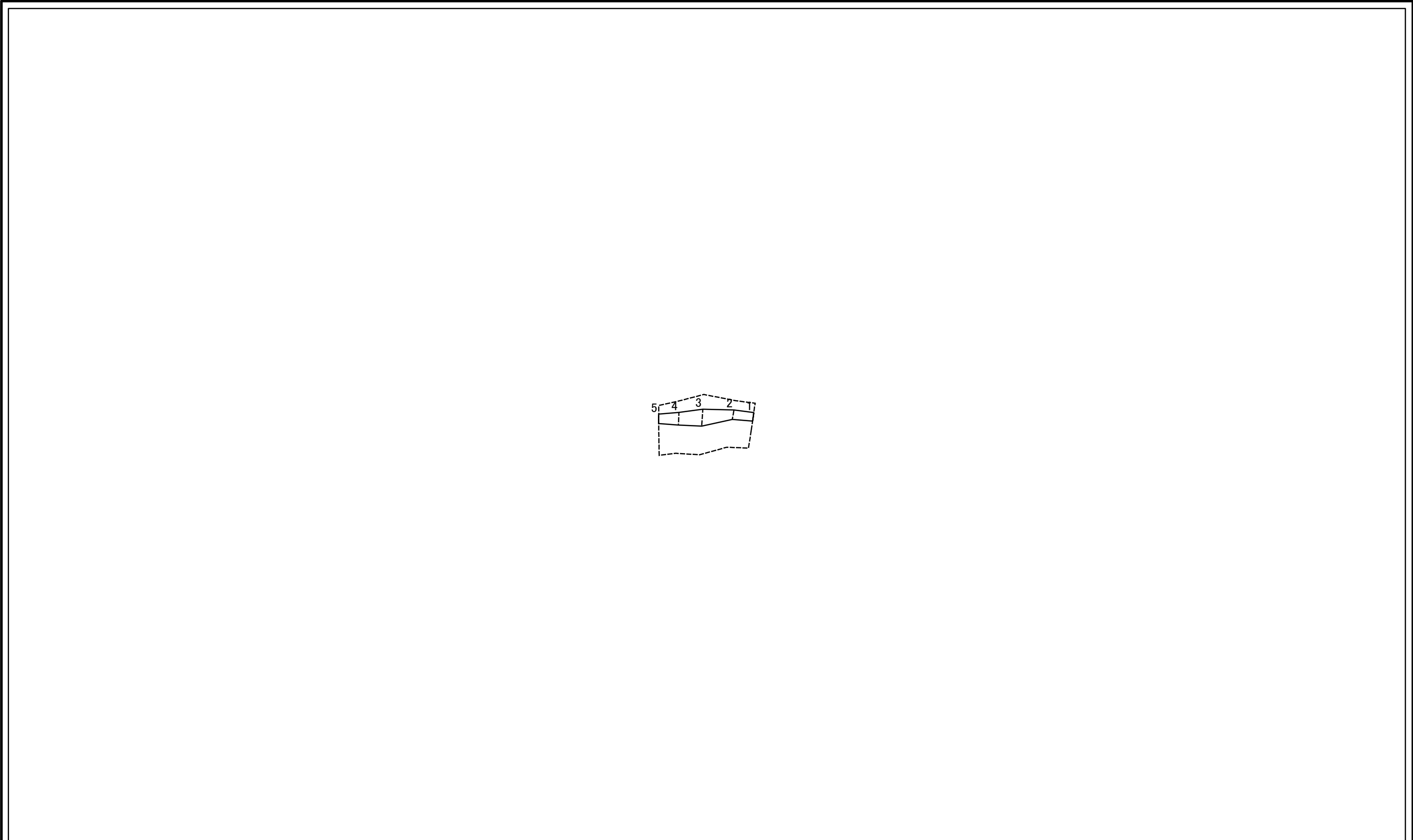
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-5
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-5
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目、三田3丁目、三田5丁目及び枳形5丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	135-H20-4901-5
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第26号	箇所名	東三田1丁目1-5
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年1月24日	所在地	川崎市多摩区東三田1丁目、東三田3丁目 三田3丁目、三田5丁目及び 榎形5丁目

